

提供日 2024/10/29
タイトル 令和6年度第2回緊急地震速報訓練（11/5）の実施
担当 危機管理部 危機政策課
連絡先 危機管理部 危機政策課
TEL 054-221-3512



Jアラートの緊急地震速報訓練を実施します

1 要旨

国では、緊急地震速報の全国的な訓練を年2回行うこととしており、今年度2回目の訓練を11月5日に実施します。

本訓練に参加する県及び市町では、全国瞬時警報システム（Jアラート）を活用し、訓練用の緊急地震速報の受信確認や情報伝達等を実施します。

2 実施日時

令和6年11月5日（火）午前10時00分頃

3 訓練内容、参加機関

| 内容 | 参加機関 | 参加機関数 |
|--|---|--------|
| (1) 緊急地震速報（訓練報）の受信確認 | 県及び県内全ての市町 | 県、35市町 |
| (2) 地震発生時に実施する業務の確認 | 伊東市、御殿場市 | 2市 |
| (3) 防災行政無線、屋外スピーカー、コミュニティFM、CATV、音声告知端末、登録制メール等による住民への緊急地震速報（訓練報）の伝達 | 伊東市、磐田市、掛川市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、伊豆市、御前崎市、菊川市、東伊豆町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、小山町、森町 | 17市町 |
| (4) 庁舎等で緊急地震速報（訓練報）の庁内放送 | 南伊豆町、函南町 | 2町 |
| (5) メール等による職員への情報伝達 | 伊東市、磐田市、掛川市、小山町 | 4市町 |
| (6) 職員参加による緊急地震速報と連携した避難行動訓練 | 東伊豆町 | 1町 |

4 注意事項等

- (1) テレビやラジオからは、訓練用の緊急地震速報の放送は行われません。ただし、一部の市町においては、CATV放送、コミュニティFM放送により、訓練用の緊急地震速報が配信される場合があります。
- (2) 携帯電話への「緊急速報メール/エリアメール」の配信は行われません。ただし、一部の市町においては、「登録制メール」で訓練用の緊急地震速報が配信される場合があります。
- (3) 気象・地震活動の状況等によっては、訓練が中止される場合があります。